

○学校法人神戸学院役員・評議員報酬等支給基準

2025年4月1日

制定

学校法人神戸学院役員報酬等支給基準(2020年4月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この基準は、学校法人神戸学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)第57条第1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非業務執行理事とは、業務執行理事以外の理事をいう。
- (2) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (3) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与その他の役員等としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、神戸学院大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)及び神戸学院大学附属中学校・高等学校給与規則に基づくものを含まない。
- (4) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び常勤監事に別表第1に規定する報酬を支給する。ただし、学校法人神戸学院(以下「本法人という。」)が設置する学校の職員を兼ねている者(以下「職員兼務者」という。)には支給しない。

(通勤手当)

第4条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び常勤監事に別表第2に規定する通勤手当を支給する。ただし、職員兼務者には支給しない。

(会議等出席手当)

第5条 役員等が理事会又は評議員会に出席する場合若しくは法人業務のため勤務する場合は、別表第3に規定する会議等出席手当を支給する。ただし、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、職員兼務者である理事及び常勤監事には支給しない。

(監査手当)

第6条 監事に別表第4に規定する監査手当を支給する。ただし、常勤監事には支給しない。

(特別手当)

第7条 役員等に別表第5に規定する特別手当を支給する。ただし、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、職員兼務者及び常勤監事には支給しない。

(期末手当)

第8条 理事長に別表第6に規定する期末手当を支給する。ただし、職員兼務者には支給しない。

(退職手当)

第9条 理事長に別に定める学校法人神戸学院役員退職手当支給基準に規定する退職手当を支給する。ただし、職員兼務者には支給しない。

(永年功労表彰記念品料)

第10条 役員等に別に定める学校法人神戸学院役員等永年功労表彰内規に規定する永年功労表彰記念品料を支給する。ただし、職員兼務者には支給しない。

(特別の任務の報酬)

第11条 第3条の規定にかかわらず、特別の任務を委嘱された非業務執行理事については、報酬を支給することができる。その場合の支給額は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第12条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬及び第4条から第6条までに規定する手当 毎月25日(ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、1日ずつ繰りあげて支給する。)

(2) 特別手当 原則として毎年7月及び12月の5日(ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、1日ずつ繰りあげて支給する。)

(3) 期末手当 原則として毎年7月及び12月

(4) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後30日以内

2 報酬等は、その内訳を明示して通貨をもって直接本人にその全額を支給する。ただし、本人の同意を得た場合、本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座への振込により支払うことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第13条 非業務執行理事、非常勤監事及び評議員には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を実費で支給する。なお職員兼務者である役員等の交通費については、職員として支給される通勤手当の通勤経路と重複する通勤経路の交通費を除いて支給する。

2 役員等が職務執行のため出張した場合は、当該役員等に対して神戸学院大学旅費支給内規(以下「内規」という。)を準用して旅費を支給する。内規別表2については、次のとおり適用する。

(1) 役員 1等級

(2) 評議員 2等級

3 役員等が職務の執行に当たって前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第14条 月の途中における就任の場合の報酬等は、当月分の報酬については在任期間に応じた日割り計算により支給する。ただし、期末手当については、在任期間に応じて支給する。

2 月の途中における退任、辞任又は解任の場合の報酬は、当月分の報酬については在任期間に応じた日割り計算により支給する。ただし、期末手当については、在任期間に応じて支給する。

3 死亡による退任の場合は、その月分の報酬を支給する。ただし、期末手当については在任期間に応じて支給する。

(端数の処理)

第15条 日割り計算による報酬の日額の算出については、その月額を当該月の暦日数で除して得た額(円未満切上げ)とする。

(公表)

第16条 学校法人神戸学院は、この基準をもって、私立学校法第137条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第17条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第18条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

附 則

- 1 この基準は、2025年4月1日から施行する。ただし、常任理事に支給する報酬等については2025年度に開催される定時評議員会の終結の時までは従前どおりとする。
- 2 学校法人神戸学院役員・評議員報酬等規程(1989年4月1日制定)は、2025年3月31日をもって廃止する。

別表第1(報酬)

役職名	報酬の額
理事長	上限の月額を120万円として理事会で決定する。
代表業務執行理事	上限の月額を100万円として理事会で決定する。
常務理事	1. 上限の月額を80万円として理事会で決定する。 2.2つ以上の職務を兼務する場合は、いずれか一方の高額の報酬を支給する。
財務担当理事	
人事・労務担当理事	
その他の業務執行理事	
常勤監事	上限の月額を70万円として理事会で決定する。

別表第2(通勤手当)

役職名	通勤手当の額
理事長	実費を支給する。ただし1か月の定期券の額を限度とする。
代表業務執行理事	
業務執行理事	
常勤監事	

別表第3(会議等出席手当)

役職名	会議等出席手当の額
役員等	1. 理事会、評議員会、常任理事会若しくは常任理事会の下諮問委員会(以下「理事会等」という。)に出席する場合又は法人業務のため勤務する場合に支給する。 2.1日につき 15,000円 3.1日に2回以上の理事会等に出席する場合の

	手当は、1日につき30,000円 ただし、同一の会議が連続して複数回開催される場合においては、1回の会議とみなす。 4. 評議員会の議題等に限定して決議する理事会については、開催時間が1時間に満たない場合の手当は1日につき支払う金額の半額とする。
--	--

別表第4(監査手当)

役職名	監査手当の額
監事	1. 監事が監査を行う場合に支給する。 2. 1日につき 25,000円

別表第5(特別手当)

役職名	特別手当の額
役員	1. 支給額 20,000円 2. 特別手当は、夏季6月1日又は冬季12月1日にそれぞれ在任する役員に支給する。
評議員	1. 支給額 15,000円 2. 特別手当は、夏季6月1日又は冬季12月1日にそれぞれ在任する評議員に支給する。

別表第6(期末手当)

役職名	期末手当の額
理事長	職員給与規程を準用し、報酬月額に一定の支給率(上限の支給率6.02か月)を乗じて得たる額に定額(上限の額157,000円)を加えた額を理事会で決定し、支給する。